平成２３年（フ）第２７９４号
福岡市城南区梅林４丁目５番38―102号
債務者　田中　秀克
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７９５号
福岡市城南区梅林４丁目５番38―102号
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８４０号
福岡市博多区麦野４丁目26番28号
債務者　宮迫三枝子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８４４号
福岡市中央区桜坂３丁目11番63―401号
債務者　岩本　　桂
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８５１号
福岡県糸島市浦志２丁目５番10号
債務者　王野　昭子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８５２号
福岡市博多区祇園町１番23―601号
債務者　村上眞知子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８７２号
福岡市城南区田島２丁目26番32―203号
債務者　樋口　由子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８７６号
福岡市東区奈多団地13番408号
債務者　渡邊　　正
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８１号
福岡市早良区野芥３丁目25番11号
債務者　福島　純一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９３号
福岡市南区横手２丁目33番21号
債務者　佐々木雄二
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９８号
福岡市中央区春吉３丁目25番28号
債務者　水口　光男
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９０１号
福岡市早良区西新３丁目15番17―203号
債務者　樋口大四郎
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９２４号
福岡市南区五十川２丁目21番５号
債務者　安川　利之
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９３５号
福岡県大野城市筒井３丁目７番10号
債務者　山口　泰典
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９３６号
福岡県大野城市筒井３丁目７番10号
債務者　山口　玲子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９７０号
福岡県太宰府市三条１丁目20番17号
債務者　長尾　眞一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９７５号
福岡県太宰府市三条１丁目20番17号
債務者　長尾いつよ
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５号
福岡県宗像市赤間５丁目６番８―506号
債務者　熊谷　幸代
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部